「愛知県青少年保護育成審議会」の委員を公募します

愛知県では、青少年の健全な育成を阻害する環境から青少年を保護することを目的として、愛知県青少年保護育成審議会を1961年度に設置しており、幅広く県民の皆様の意見を反映させるため、2011年度から委員の公募を実施しています。

この度、新たな委員を公募しますのでお知らせします。

１　委員の役割

愛知県青少年保護育成審議会に出席し、知事の諮問に応じ、愛知県青少年保護育成条例の実施に関する事項について調査審議していただきます。

２　募集人員

２人

３　任期

2027年６月１日から2029年５月31日までの２年間

４　応募資格

次の（1）から（5）までの全てを満たす方

(1)　青少年行政の推進について強い関心を持っている方

(2)　愛知県在住で、2027年６月１日現在、満20歳以上の方

(3)　年１回から２回程度開催する、平日昼間の会議に出席して積極的な発言ができる方

(4)　国家公務員又は地方公務員でない方

(5)　過去に愛知県青少年保護育成審議会委員の経験がない方

５　応募方法

次の書類を、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで、愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループへ提出してください。（提出された書類は返却しません。）

(1)　愛知県青少年保護育成審議会委員応募申込書（裏面）

※ 県社会活動推進課Ｗｅｂページからもダウンロードすることができます。
（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/）

(2)　作文

テーマ：「青少年を取り巻く社会環境の課題について」（1,200文字以内・様式自由）

※ 青少年問題全般でなく、携帯電話・スマートフォン、SNS、非行、青少年の健全な育成を阻害する有害図書類など、特定の課題に絞って記載することも可能とします。

６　応募締切

2026年12月24日(木)【必着】

７　選考方法

選考委員会において応募書類による選考の後、面接（2027年２月１日（月）予定）を行い、決定します。（選考の結果は、応募者本人に通知します。）

８　その他

(1)審議会の出席に応じ、県の規定による報酬及び旅費を支給します。

(2)委員の氏名等は、県社会活動推進課Ｗｅｂページに掲載させていただきます。

９　応募・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ

電　話　052-954-6175（ダイヤルイン）　ＦＡＸ　052-971-8736

電子ﾒｰﾙ syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

愛知県青少年保護育成審議会委員応募申込書

愛知県青少年保護育成審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		生 年 月 日	
氏　名		年　　月　　日生 年齢　　歳（2027 年 6 月 1 日現在）	
住　所	〒		
連絡先	電話番号（　　）　　－ FAX 番号（　　）　　－ 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
職　業		勤務先	
志望動機 （400 字以内）			
これまでの取組・経歴等 ○青少年の非行・被害防止及び健全育成活動 ○青少年育成団体活動 ○ボランティア活動 ○その他 ［PTA 活動等］			

※ 作文「青少年を取り巻く社会環境の課題について」（1,200 字以内・様式自由）を添付してください。

なお、携帯電話・スマートフォン、SNS、非行、青少年の健全な育成を阻害する有害図書類などに課題を絞って記載することも可能とします。